



雪への備え万全に！

市では、今年も雪に関するさまざまな支援策を実施します。本格的な降雪シーズンの前に、準備を万全にして、今冬を迎えましょう。

①②③の申込書は市ホームページからダウンロードできます。市ホームページの検索画面上で、広報ID番号を入力してください。

① 個人所有の小型除雪機へ 燃料を支給します

【対象】町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などを除排雪する場合

【支給量】1団体当たり年度内の上限は400ℓ

【支給時期】作業時に随時(3月29日(金)まで)

【申し込み】12月3日(月)から道路除排雪対策本部(市役所3階)か各市民サービスセンターへ(平日)

【問い合わせ】道路維持課☎(888)5751

[広報ID番号 1007327]

② 小型除雪機などを 無料で貸し出します



【貸出機器】小型除雪機(ハンドガイド式除雪機)、歩行型ローダ

【対象】12月から3月までに、町内会やボランティア団体などが、市の除雪対象路線のうち、地域の生活道路や歩道などを200m以上除雪する場合

【申し込み】10月25日(木)から11月8日(木)までに道路維持課(市役所3階)へ。☎(888)5751

[広報ID番号 1007327]

③ 空き地を小規模堆雪場に ご提供ください



おおむね150m²以上の住宅地内の空き地を、12月から3月までの4か月間、地域の堆雪場として町内会などに無償で貸していただいた場合、その土地の翌年度の固定資産税の一部を免除します。

【申し込み】10月25日(木)から11月21日(水)までに、道路維持課(市役所3階)か各市民サービスセンターへ(平日) **【問い合わせ】**道路維持課☎(888)5751

[広報ID番号 1007332]

④ 町内会へ軽トラックを 無料で貸し出します



市民サービスセンターなどに軽トラックを配備し、町内会など、地域住民が除排雪作業を行う場合に、各地区コミュニティセンターなどに配置した小型除雪機の運搬や排雪用に貸し出します。燃料費は市が負担します。

【貸出時期】12月14日(金)から3月13日(水)までの9:00～16:00(原則、半日単位で最大1日)。期間中の申し込みは、各地区コミセンまたは地域センターで受け付けます

【問い合わせ】生活総務課☎(888)5625

⑤ 高齢者宅へ雪寄せ(自宅敷地内)援助 員を派遣します -高齢者雪寄せ支援事業-

降雪期になると申請の手続きが混み合います。申し込みはお早めにどうぞ。

【対象】日常生活上の援助を要するおおむね65歳以上のひとり暮らしなどで、雪寄せ援助が必要な方た

【支援内容】玄関から道路までの通路の雪寄せ。1週間に2回まで。利用料は1回1時間以内で300円

【申し込み】お住まいの地区の地域包括支援センターへ。「高齢者雪寄せ支援事業」の申請が済んでいるかたは秋田市シルバー人材センターへ。

☎(863)5900

【問い合わせ】長寿福祉課☎(888)5668

⑥ 道路除排雪後の間口に残った雪の 塊を寄せます(毎年事前登録が必要です)

【対象】市が除排雪作業を行う道路に面した戸建住宅にお住まいで、おおむね65歳以上の高齢者のみか、身体の不自由なかたのみで、自力で雪寄せができない世帯(65歳以上の高齢者と身体の不自由なかたが同居する場合も含みます)

【事前登録】10月25日(木)から11月13日(火)までに道路維持課(市役所3階)へ。☎(888)5751